

青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例

(平成17年3月25日 条例第6号)

改正 (平成18年3月27日 条例第27号)

改正 (平成19年3月23日 条例第19号)

改正 (平成21年3月25日 条例第47号)

改正 (平成22年3月29日 条例第10号)

改正 (平成23年3月25日 条例第17号)

改正 (平成24年3月28日 条例第53号)

改正 (平成27年3月25日 条例第13号)

改正 (平成27年12月16日 条例第70号)

改正 (平成29年3月27日 条例第7号)

(趣旨)

第1条 この条例は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の管理を行わせることに関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者に管理を行わせることができる公の施設)

第2条 知事又は教育委員会（以下「知事等」という。）は、指定管理者に別表に掲げる公の施設の管理を行わせることができる。

(公募)

第3条 知事等は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、施設の概要、申請の方法その他の規則又は教育委員会規則（以下「規則等」という。）で定める事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

(選定基準)

第4条 知事等は、指定管理者の指定の申請があったときは、次に掲げる基準に照らして総合的に審査し、適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- 一 県民の平等な利用を確保することができること。
- 二 当該公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができること。
- 三 当該申請に係る事業計画に沿った管理を適正かつ確実にを行う能力を有していること。
- 四 その他知事等が定める基準

(選定の特例)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、前2条の規定にかかわらず、知事等が定める団体を指定管理者の候補者としてすることができる。

- 一 指定管理者の指定の申請がなかったとき、又は前条の審査の結果、指定管理者の候補者として適当と認める団体がなかったとき。
- 二 指定管理者が地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消されたとき。
- 三 その他知事等が当該公の施設の適正な管理を確保するため特に必要と認めるとき。

(管理の基準及び業務の範囲)

第6条 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲は、公の施設の適正な管理が確保されるよう、次に掲げる事項を当該公の施設の管理に関する事項を定める規則等で定める。

- 一 開館時間、休館日等県民の利用に供するための基本的事項
- 二 利用を制限する場合の要件
- 三 指定管理者が行う権限の範囲
- 四 その他指定管理者が行う公の施設の管理に関し必要な事項
(施行事項)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則 <略>

別表 (第2条関係)

- 1 青森県立三沢航空科学館
- 2 青い森鉄道
- 3 青森県男女共同参画センター
- 4 青森県子ども家庭支援センター
- 5 青森県立自然ふれあいセンター
- 6 白神山地ビジターセンター
- 7 県民福祉プラザ
- 8 青森県身体障害者福祉センターねむのき会館
- 9 青森県視覚障害者情報センター
- 10 青森県聴覚障害者情報センター
- 11 青森県立はまなす医療療育センター
- 12 青森県総合運動公園 (規則で定める施設に限る。)
- 13 新青森県総合運動公園
- 14 青森県営駐車場
- 15 青森県営柳町駐車場
- 16 岩木川流域下水道
- 17 馬淵川流域下水道
- 18 十和田湖特定環境保全公共下水道
- 19 県営住宅の団地 (桜町団地を除く。) 及びその共同施設
- 20 特定公共賃貸住宅の団地及びその共同施設
- 21 青森県営浅虫水族館
- 22 青森県量子科学センター
- 23 青森県総合社会教育センター
- 24 青森県立種差少年自然の家
- 25 青森県営スケート場
- 26 青森県武道館
- 27 青森県立郷土館